

中期計画 (平成24年度～平成28年度)					年度計画 (平成24年度)									
大項目	中項目	小項目	最小項目(1)	最小項目(2)	大項目	中項目	小項目	最小項目(1)	最小項目(2)	最小項目(3)				
1 第1 中期計画の期間	1	1	1	1										
2 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2 1 医療の提供	2 (1)診療機能の充実	2 ア 高度医療の提供	2 (ア)がん	1 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 1 医療の提供	1 (1)診療機能の充実	1 ア 高度医療の提供	1 (ア)がん	1	1			
												3 (イ)脳卒中・心筋梗塞	2 (イ)脳卒中・心筋梗塞	2
												4 (ウ)各診療科の高度化	3 (ウ)各診療科の高度化	3
												5	4	4
												6	5	5
		7	6	6										
		8	7	7										
		9	8	8										
		10	9	9										
		11	10	10										
		12	11	11										
		13	12	12										
		14	13	13										
		15	14	14										
		3 2 非常時における医療救護等	6 (1)大規模災害発生時の対応	9								11	5 (1)大規模災害発生時の対応	14
	7 (2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応	10	12	12	6 (2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応	15	17	21						
	4 3 医療に関する地域への貢献	8 (1)地域の医療機関との連携強化	11	13	7 (1)地域の医療機関との連携強化	16	18	22						
		9 (2)医師不足等の解消への貢献	12	14	8 (2)医師不足等の解消への貢献	17	19	23						
		5 4 医療に関する教育及び研修	10 (1)医師の確保・育成	13	15	9 (1)医師の確保・育成	18	20	24					
			11 (2)看護師の確保・育成	14	16	10 (2)看護師の確保・育成	19	21	25					
12 (3)コメディカル(医療技術職)の専門性の向上	15	17	11 (3)コメディカル(医療技術職)の専門性の向上	20	22	26								
13 (4)資格の取得への支援	16	18	12 (4)資格の取得への支援	21	23	27								
14 (5)医療従事者の育成への貢献	17	19	13 (5)医療従事者の育成への貢献	22	24	28								
6 5 医療に関する調査及び研究	15	18	20	14 (5)医療に関する調査及び研究	23	25	29							
3 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	7 1 適切な運営体制の構築	16	19	21	2 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	6 1 適切な運営体制の構築	15	24	26	30				
		17	20	22			7 2 効果的・効率的な業務運営の実現	16	25	27	31			
		9 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成	18 (1)経営関係情報の周知	21			23	8 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成	17 (1)経営関係情報の周知	26	28	32		
			19 (2)改善活動の取組	22			24	18 (2)改善活動の取組	27	29	33			
		10 4 就労環境の向上	20	23			25	9 4 就労環境の向上	19	28	30	34		
		11 5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備	21	24			26	10 5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備	20	29	31	35		
		12 6 事務部門の専門性の向上と効率化	22	25			27	11 6 事務部門の専門性の向上と効率化	21	30	32	36		
		13 7 収入の確保と費用の節減	23 (1)収入の確保	26			28	12 7 収入の確保と費用の節減	22 (1)収入の確保	31	33	37		
24 (2)費用の節減	27		29	23 (2)費用の節減	32	34	38							
14 8 積極的な情報発信	25	28	30	13 8 積極的な情報発信	24	33	35	39						
4 第4 財務内容の改善に関する事項	15 1 予算(平成24年度～28年度)	26	29	31	3 第3 財務内容の改善に関する事項	14 1 予算(平成24年度)	25	34	36	40				
	16 2 収支計画(平成24年度～28年度)	27	30	32		15 2 収支計画(平成24年度)	26	35	37	41				
	17 3 資金計画(平成24年度～28年度)	28	31	33		16 3 資金計画(平成24年度)	27	36	38	42				
5 第5 短期借入金の限度額	18 1 限度額	29	32	34	4 第4 短期借入金の限度額	17 1 限度額	28	37	39	43				
	19 2 想定される短期借入金の発理由	30	33	35		18 2 想定される短期借入金の発理由	29	38	40	44				
6 第6 重要な財産を譲渡し又は担保に供しようとするときは、その計画	20	31	34	36	5 第5 重要な財産を譲渡し又は担保に供しようとするときは、その計画	19	30	39	41	45				
7 第7 剰余金の使途	21	32	35	37	6 第6 剰余金の使途	20	31	40	42	46				
8 第8 料金に関する事項	22 1 使用料及び手数料	33	36	38										
	23 2 減免	34	37	39										
9 第9 その他業務運営に関する重要事項	24 1 保健医療行政への協力	35	38	40	7 第7 その他業務運営に関する重要事項	21 1 保健医療行政への協力	32	41	43	47				
		36	39	41			22 2 法令・社会規範の遵守	33	42	44	48			
		26 3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項	37 (1)施設及び設備に関する計画	40			42	23 3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項	34 (1)施設及び設備に関する計画	43	45	49		
			38 (2)積立金の処分に関する計画	41			43							
39 (3)その他法人の業務運営に関し必要な事項 (2)と(3)については記載なし	42	44	44											

平成24年度の年度計画においては、中期計画の「第1 中期計画の期間」及び「第8 料金に関する事項」は記載されていない。